

大阪公立大学医学部附属病院職員給与規程

制 定 平成 31. 4. 1 規程 148

最近改正 令和 5. 12. 28 規程 232

第 1 章 総則

(趣旨等)

第 1 条 この規程は、大阪公立大学医学部附属病院職員就業規則（以下「就業規則」という。）第 54 条の規定に基づき、職員（就業規則第 2 条に規定する職員のうち就業規則第 54 条第 2 号に掲げるものをいう。以下同じ。）の給与に関する事項を定めるものとする。

(給与の種類)

第 2 条 職員の給与は、給料、給料の調整額、職務負担手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当とする。

第 2 章 給料の支給基準

(給料)

第 3 条 職員には、所定の勤務時間による勤務に対し、その者の職務と責任に応じて、給料を支給する。

(給料表)

第 4 条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

- (1) 一般職給料表(1) (別表第 1)
- (2) 一般職給料表(2) (別表第 2)
- (3) 医療職給料表 (別表第 3)
- (4) 看護職給料表
 - ア 看護職給料表(1) (別表第 4)
 - イ 看護職給料表(2) (別表第 4 の 2)

(職務の級の決定)

第 5 条 職員の職務の級（給料表に定める職務の級をいう。以下同じ。）は、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、大阪公立大学医学部附属病院職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規程（以下「昇給等規程」という。）の定めるところにより決定する。

(初任給の決定)

第 6 条 新たに職員となった者の号給は、昇給等規程に定める初任給の基準に従い決定する。

(昇格等による給料決定)

第7条 職員が1の職務の級から他の職務の級に移った場合又は1の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、昇給等規程の定めるところにより決定する。

(昇給)

第8条 職員の昇給は、昇給等規程に定める日に、同規程で定める期間におけるその者の勤務成績に応じて行うものとし、同規程に定める基準に従い決定するものとする。

- 2 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
- 3 休職となった職員が復職したときその他の職員との均衡上必要があると認められるときは、昇給等規程で定めるところにより、その者の号給を調整することができる。

(給料の調整額)

第9条 職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤務の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職であり、給料表の給料月額をもって給料とすることが適当でないとき認められるときは、調整額を支給する。

- 2 前項の規定により調整額を支給する職員は別表第5に定める者とし、支給額は同表の支給額欄に定める額とする。
- 3 前2項の規定による給料の調整額は、調整前における給料月額の100分の25を超えてはならない。

(給料支給の始期及び終期)

第10条 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料の額に異動を生じた者には、その日から異動後の給料を支給する。

- 2 職員が離職し、又は死亡したときは、次の各号に掲げるところにより給料を支給する。ただし、離職又は死亡の日に第34条第8項及び第35条から第38条までの規定により給料の支給を受けていない者については、この限りでない。
 - (1) 次号から第5号までに該当する者以外の者については、その月の末日までの給料を支給する。
 - (2) 離職又は死亡の日に第41条第3項に該当する者及び給料の支給を受けている休職者については、現に支給されている給料の額をその月の末日まで支給する。
 - (3) 就業規則第29条(第2号及び第8号に掲げる者を除く。)の規定により解雇とされた者及び就業規則第50条第5号の規定により懲戒解雇された者については、その離職の日までの給料を支給する。
 - (4) 大阪公立大学医学部附属病院職員退職手当規程第4条の適用を受ける者については、その離職の日までの給料を支給する。
 - (5) 就業規則第17条の転籍出向の命令に応じて退職した者については、その退職の日まで給料を支給する。
 - (6) その他公立大学法人大阪(以下「本法人」という。)の要請に応じて人事交流等のため退職した者については、その退職の日までの給料を支給する。

- (7) 前各号に掲げるもののほか、当該職員が勤務成績不良な者であったとき又は職務上の義務に違反する行為を行った者であるときは、その離職の日までの給料を支給する。
- 3 離職した職員（公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成 12 年法律第 50 条）に基づき大阪府（以下「府」という。）又は大阪市（以下「市」という。）から派遣されていた者が、本法人のみと雇用契約を結ぶ職員となるために府又は市を退職した場合を含む。）が即日又はその翌日職員になった場合の給料支給については、引き続き在職するものとみなすことができる。

（給料の日割計算）

第 11 条 前条の規定により給料を支給する場合であつて、月の初日から支給するとき以外のとき又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その月について支給すべき給料の額は、その月の現日数から所定の休日（大阪公立大学医学部附属病院職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（以下「勤務時間等規程」という。）に規定する休日をいう。）の日数を差し引いた日数（以下「所定勤務日数」という。）を基礎として日割により計算する。

第 3 章 諸手当の支給基準

（職務負担手当）

- 第 12 条 法令に定められる職務等に従事する職員のうち、その職務の複雑、困難又は責任の度に一定の給与上均衡の配慮が求められるものであつて、かつその職務の特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに対しては、職務負担手当を支給する。
- 2 前項の規定により職務負担手当を支給する職員の範囲、職務負担手当の支給額その他職務負担手当の支給に関し必要な事項については、大阪公立大学医学部附属病院職員職務負担手当規程（以下「職務負担手当規程」という。）に定める。

（職務負担手当の始期、終期及び日割計算）

- 第 13 条 月の中途において、職務負担手当を受けべき事由が生じた場合はその日から職務負担手当を支給し、職務負担手当の額を改定すべき事由が生じた場合はその日から職務負担手当の額を改定し、退職し又は職務負担手当を支給すべき事由が消滅した場合はその日から職務負担手当を支給しない。
- 2 前項の場合の職務負担手当の計算にあつては、第 11 条の規定を準用し、日割計算する。

（扶養手当）

- 第 14 条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。
- 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる親族で、職員と生計を一にし、かつ、主としてその職員の収入により生計を維持するものをいう。
- (1) 配偶者（届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
 - (2) 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子

- (3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
 - (4) 60歳以上の父母及び祖父母
 - (5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
 - (6) 心身に著しい障害がある親族
- 3 扶養手当の月額、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については1人につき6,500円、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については、1人につき10,000円とする。
- 4 扶養親族たる子で15歳に達する日以後の最初の4月1日以降にあるもの（以下「特定扶養親族たる子」という。）がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、6,000円に当該特定扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

（扶養の届出）

第15条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合
- (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

（扶養手当支給の始期及び終期）

第16条 扶養手当は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においては、その職員となった日から、扶養親族たる配偶者、父母等で前条の規定による届出に係るものがある職員に前条第1号に該当する事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（前条第1号に該当する事実が生じた扶養親族の誕生日が4月1日であるときは、その事実が生じた日の属する月）から、特定扶養親族たる子でない者が特定扶養親族たる子となった場合においては、その事実が生じた日の属する月（扶養親族たる子でない者が特定扶養親族たる子となったときは、その事実が生じた日の属する月の翌月）からその支給を開始し、又はその支給額を改定する。ただし、新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に前条第1号に該当する事実が生じた場合において、その届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後においてなされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月からその支給を開始し、又はその支給額を改定する。

- 2 扶養手当は、扶養親族たる配偶者、父母等で前条の規定による届出に係るものがある職員に扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合においては、その事実が生じた日（第14条第2項第2号、第3号又は第5号に該当する扶養親族が扶養親族たる要件を欠くに至った場合においては、その事実が生じた日の前日）の属する月をもって支給を終わり、

又は当該月の翌月から支給額を改定する。

- 3 月の途中において扶養手当が発生し、又は消滅した場合におけるその月の扶養手当の支給額の計算については、第 11 条の規定を準用し、日割計算する。

(地域手当)

第 17 条 職員には、地域手当を支給する。

- 2 地域手当の月額、給料、給料の調整額及び扶養手当の月額の合計額に 100 分の 11.8 (東京都の特別区の存する地域に在勤する職員にあつては、100 分の 16) を乗じて得た額とする。

(地域手当の始期及び終期)

第 18 条 月の途中において、採用され、地域手当の額が変更され、又は退職した場合の地域手当については、第 10 条及び第 11 条の規定を準用して、計算する。

(住居手当)

第 19 条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に対して支給する。ただし、大阪公立大学医学部附属病院職員住居手当規程 (以下「住居手当規程」という。) で定める職員については、この限りでない。

(1) 自ら居住するため住宅 (貸間を含む。次号において同じ。) を借り受け、月額 10,000 円を超える家賃を支払っている職員

(2) 第 23 条第 1 項又は第 3 項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅を借り受け、月額 10,000 円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして住居手当規程に定めるもの

- 2 住居手当の月額は、28,000 円 (前項第 1 号に掲げる職員のうち同項第 2 号に掲げる職員でもあるものにあつては、その額に 2 分の 3 を乗じて得た額) を超えない範囲内において、同項各号に掲げる職員の区分に応じて住居手当規程で定める。

(住居の届出)

第 20 条 職員は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。

(1) 前条第 1 項の職員たる要件を具備するに至ったとき

(2) 住居手当を受けている職員の住居、家賃の額その他住居手当の月額を変更する事由があつたとき

(3) その他理事長が必要と認めたとき

(住居手当支給の始期及び終期)

第 21 条 住居手当の支給は、職員が新たに第 19 条第 1 項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月 (その日が月の初日であるときは、その日の属する月) から開始し、職員が同項の要件を欠くに至った日の属する月 (その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月) をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、前

条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 2 住居手当は、これを受けている職員にその月額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合（同額に改定する場合を含む。）について準用する。

（通勤手当）

第22条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。ただし、大阪公立大学医学部附属病院職員通勤手当規程（以下「通勤手当規程」という。）で定める職員については、この限りでない。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路を利用し、かつ、その運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員
 - (2) 通勤のため自転車その他の交通の用具で、通勤手当規程で定めるもの（以下「自転車等」という。）を使用することを常例とする職員
- 2 通勤手当の額は、通勤手当規程で定めるところにより算出したその者の支給単位期間（通勤手当の支給の単位となる期間として6月を超えない範囲内で1月を単位として通勤手当規程で定める期間をいう。以下同じ。）の通勤に要する運賃等の額に相当する額又は自転車等の使用距離に応じて支給単位期間につき通勤手当規程で定める額とする。ただし、次に掲げる額の合計額が55,000円を超えるときは、支給単位期間（当該合計額が55,000円を超える者の通勤手当に係る支給単位期間が複数ある場合にあっては、そのうち最も長い支給単位期間。次の各号を除き、以下同じ。）につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。
 - (1) 支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額を当該支給単位期間の月数で除して得た額
 - (2) 自転車等の使用距離に応じて支給単位期間につき定める額を当該支給単位期間の月数で除して得た額
 - 3 通勤手当は、支給単位期間に係る最初の月の給料の支給日に支給する。
 - 4 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の通勤手当規程で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して通勤手当規程で定める額を返納させるものとする。

（単身赴任手当）

第23条 事業場を異にする配置転換又は勤務する事業場の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他大阪公立大学医学部附属病院職員単身赴任手当規程（以下「単身赴任手当規程」という。）で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該配置転換又は事業場の移転の直前の住居から当該配置転換又は事

業場の移転の直後に勤務する事業場に通勤することが通勤距離等を考慮して単身赴任手当規程で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から勤務する事業場に通勤することが、通勤距離等を考慮して単身赴任手当規程で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額、30,000円（単身赴任手当規程で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下「交通距離」という。）が単身赴任手当規程で定める距離以上である職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて単身赴任手当規程で定める額を加算した額）とする。
- 3 第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして単身赴任手当規程で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

（単身赴任手当の届出）

第24条 職員は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。

- (1) 新たに前条第1項又は第3項の職員たる要件を具備するに至ったとき
- (2) 単身赴任手当を受けている職員の住居、同居者、配偶者等の住居その他住居手当の月額を変更する事由があったとき
- (3) その他理事長が必要と認めたとき

（単身赴任手当支給の始期及び終期）

第25条 第21条の規定は、単身赴任手当の支給について、準用する。

（特殊勤務手当）

第26条 職員が次に掲げる特殊な勤務に従事した場合において、その勤務に対し給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その勤務の特殊性を給料で考慮することが適当でないとき、その勤務の特殊性にかんがみ、業務能率及び技能の高揚に応ずるように定めた特殊勤務手当を支給することができる。

- (1) 身体若しくは生命に危険を及ぼし、又は健康に有害な影響を与える勤務
 - (2) 過度の疲労又は不快を伴う勤務
 - (3) 著しく複雑又は困難な勤務その他通常の勤務と異なった特殊な勤務
- 2 特殊勤務手当の種類及び支給される職員の範囲並びにその額は、大阪公立大学医学部附属病院職員特殊勤務手当規程（以下「特殊勤務手当規程」という。）で定める。

（時間外勤務手当）

第27条 勤務時間等規程第2章又は第3章に規定する勤務時間（以下「所定の勤務時間」という。）以外の時間に勤務することを命じられて勤務した職員には、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に、所定の勤務時間以外の時間にした次の各号に掲げる勤務の区分に応じて定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- (1) 勤務時間等規程第8条に定める休日（以下「休日」という。）以外の日の勤務（第2号に掲げるものを除く。） 100分の125
 - (2) 休日以外の日の勤務のうち、午後10時から翌日の午前5時までの間であるもの 100分の150
 - (3) 休日の勤務（第4号に掲げるものを除く。） 100分の135
 - (4) 休日の勤務のうち、午後10時から翌日の午前5時までの間であるもの 100分の160
- 2 前項の規定にかかわらず、勤務時間等規程第9条の規定による休日の振替により、所定の勤務時間として週当たり38時間45分を超えて勤務することを命ぜられた職員には、週当たり38時間45分を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
- 3 所定の勤務時間以外の時間にした勤務の時間及び所定の勤務時間として週当たり38時間45分を超えてした勤務の時間が1月について45時間を超え60時間以下の職員には、その45時間を超え60時間以下勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に、次に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
- (1) 所定の勤務時間以外の時間にしたもの 100分の130（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の155）
 - (2) 所定の勤務時間として週当たり38時間45分を超えてしたもの 100分の30
- 4 所定の勤務時間以外の時間にした勤務の時間及び所定の勤務時間として週当たり38時間45分を超えてした勤務の時間が1年間（4月1日から翌年の3月31日まで）について360時間を超えた職員には、その360時間を超えて勤務した全時間（次項に掲げる時間を除く。）に対して、勤務1時間につき勤務1時間当たりの給与額に、次に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
- (1) 所定の勤務時間以外の時間にしたもの 100分の130（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の155）
 - (2) 所定の勤務時間として週当たり38時間45分を超えてしたもの 100分の30
- 5 所定の勤務時間以外の時間にした勤務の時間及び所定の勤務時間として週当たり38時間45分を超えてした勤務の時間が1月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に、次に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
- (1) 所定の勤務時間以外の時間にしたもの 100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）
 - (2) 所定の勤務時間として週当たり38時間45分を超えてしたもの 100分の50
- 6 時間外勤務手当の計算において、勤務の区分が前各項に重複して該当するときは、最も

高い支給割合によるものとする。

- 7 前項までの規定にかかわらず、勤務時間等規程第3章の規定が適用される職員の時間外勤務手当の支給については、別に定める。

(夜間勤務手当)

第28条 所定の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員には、勤務1時間につき勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜間勤務手当として支給する。

(時間外勤務手当等の計算の基礎となる勤務1時間当たりの給与額)

第29条 前2条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、次の計算式により得られる額とする。

$$\frac{\text{「給料(調整額含む)の月額」} + \text{「これらに対する地域手当の月額」} + \text{「職務負担手当の月額」}}{\text{「週勤務時間」} \times 52 / 12}$$

- 2 前項に規定する週勤務時間とは、次の計算式により得られる額とする。

$$\text{「週勤務時間」} = \text{「週所定勤務時間」} - \text{「週所定勤務時間」} \times \text{「年間祝日等日数」} \div 365$$

- 3 前項の週所定勤務時間とは、勤務時間等規程に規定する1週間当たりの勤務時間をい、年間祝日等日数とは、次の各号に規定する日数を合計した日数をいう。

(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(2) 1月2日、3日及び12月29日、30日、31日

- 4 第2項に規定する週勤務時間に12分の52を乗じたものに30分未満の端数があるときはこれを切り捨て、30分以上1時間未満の端数があるときはこれを1時間に切り上げる。

(時間外勤務手当等の計算)

第30条 前3条の規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当及び夜間勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げる。

- 2 時間外勤務手当及び夜間勤務手当の支給の基礎となる勤務時間数は、その月の全時間数(支給割合を異にする場合においては、各別に計算した時間数)によって計算するものとし、この場合において、当該時間数に、30分未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、30分以上1時間未満の端数を生じたときはこれを1時間に切り上げる。

(宿日直手当)

第31条 勤務時間等規程第17条に規定する宿直勤務又は日直勤務(以下「宿日直勤務」という。)を命じられて勤務した職員には、その勤務1回につき、5,800円を宿日直手当として支給する。

- 2 宿日直勤務のうち理事長が定める勤務に従事するものについては、その勤務1回につき、1,900円の範囲内で理事長が定める額を前項に規定する額に加えることができる。
- 3 前4条の規定は、宿日直勤務については適用しない。ただし、宿日直勤務中において第27条に該当する勤務に従事した場合は、この限りでない。

(時間外勤務手当等の特例)

第 32 条 監視又は断続的勤務に従事する職員については、時間外勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当について、その勤務の特殊性に基づき、前 5 条の規定にかかわらず、別段の定めをすることがある。

第 4 章 期末手当及び勤勉手当

(期末手当及び勤勉手当)

第 33 条 6 月 1 日又は 12 月 1 日（以下これらの日を「基準日」という。）に在職する職員には、大阪公立大学医学部附属病院職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程（以下「期末手当規程」という。）に定めるところにより、期末手当及び勤勉手当を支給する。これらの基準日前 1 月以内に退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員（別に定める職員を除く。）についても、同様とする。

第 5 章 退職者等の給与

(退職者の給与)

- 第 34 条 就業規則第 19 条第 1 項第 1 号の規定により退職となった者（次項及び第 3 項に定めるものを除く。）に対しては、その退職の期間が満 1 年に達するまでは、給料、給料の調整額、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれの 100 分の 80 を支給し、満 1 年を超えてからは、給与を支給しない。
- 2 結核性疾患にかかり就業規則第 19 条第 1 項第 1 号の規定による退職となった者に対しては、その退職の期間が満 2 年に達するまでは、給料、給料の調整額、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ 100 分の 80 を支給する。満 2 年を超えてからは、給与を支給しない。
 - 3 業務上の負傷若しくは疾病又は通勤上の負傷若しくは疾病により就業規則第 19 条第 1 項第 1 号の規定による退職となった者に対しては、給与の全額を支給する。
 - 4 就業規則第 19 条第 1 項第 2 号の規定による退職者に対しては、その退職の期間中、給料、給料の調整額、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ 100 分の 60 以内を支給する。
 - 5 就業規則第 19 条第 1 項第 3 号の規定による退職者に対しては、その退職の期間中、給料、給料の調整額、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ 100 分の 70 以内を支給する。
 - 6 就業規則第 19 条第 1 項第 4 号の規定による退職者に対しては、その退職の期間中、給料、給料の調整額、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ 100 分の 70 以内を支給する。ただし、その原因である災害が業務上の災害又は通勤による災害と認められるときは、その退職の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ 100 分の 100 以内を支給する。

- 7 就業規則第 19 条第 1 項第 5 号の規定による休職者に対しては、その休職期間中、その者が本法人において勤務した場合に受けるべき給与から出向先から受け取った給与を差し引いた額以内の給与を支給することがある。
- 8 就業規則第 19 条第 1 項第 6 号の規定による専従休職（以下「専従休職」という。）となった職員には、その間、給与を支給しない。
- 9 就業規則第 19 条第 1 項第 7 号の規定により休職となった場合で、理事長が必要と認めるときは、理事長が必要と認める期間中、給料、給料の調整額、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ 100 分の 70 以内を支給することができる。
- 10 前各項に規定するもののほか、休職となった職員の給与の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（停職者の給与）

第 35 条 就業規則第 50 条第 3 号の規定による停職（以下「停職」という。）とされた職員には、その間、給与を支給しない。

（育児・介護休業者の給与）

第 36 条 大阪公立大学医学部附属病院職員の育児・介護休業等に関する規程（以下「育児・介護休業規程」という。）に規定する育児休業、出生時育児休業及び介護休業を取得した職員には、その間、給与を支給しない。

（育児短日数勤務の期間中の給与）

第 37 条 育児・介護休業規程に規定する育児短日数勤務をしている職員のその間の給与については、大阪公立大学医学部附属病院育児短日数勤務をしている職員の給与に関する規程に定めるところによる。

（自己啓発等休業者の給与）

第 38 条 大阪公立大学医学部附属病院職員の自己啓発等休業に関する規程に規定する自己啓発等休業（以下「自己啓発等休業」という。）を取得した職員には、その間、給与を支給しない。

（業務傷病休業等の際の給与）

第 39 条 就業規則第 44 条に定める業務傷病休業又は通勤傷病休業（以下「業務傷病休業等」という。）となった職員には、その間、給与の全額を支給する。

（休職前後の給与支給の変更）

第 40 条 職員が月の中途において、前 6 条に規定する休職、停職、育児休業、出生時育児休業、介護休業、育児短日数勤務、自己啓発等休業又は業務傷病休業等（以下「休職等」という。）となり、又は、休職等が終了し、再び勤務することとなった場合は、その月の給料、給料の調整額、職務負担手当、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当は、第 11 条に規定する日割計算の方法により計算し、支給する。

- 2 前項の場合において、通勤手当、特殊勤務手当、期末手当及び勤勉手当の計算については、それぞれ通勤手当規程、特殊勤務手当規程及び期末手当規程において定める。

- 3 月の初日から引き続いて休職等となっていたものが、月途中で復職等となった場合は、その職員にかかる給料をその日以後速やかに支給するものとする。

第6章 給与の減額

(給料の減額)

第41条 職員が所定の勤務日又は勤務時間中に勤務しないときは、次の各号に掲げる場合を除くほか、その勤務しない1日又は1時間につき勤務1日又は1時間当たりの給料額をその者に支給すべき給料の額から減額する。

- (1) 勤務時間等規程第19条に規定する年次有給休暇
 - (2) 勤務時間等規程第26条第1項に規定する特別休暇
 - (3) 就業規則第59条第2項及び第60条第2項並びに勤務時間等規程第30条に規定する病気休暇
 - (4) 勤務時間等規程第32条第1項の規定により職務専念義務の免除を受けた日又は時間
 - (5) 前各号に定めるもののほか、理事長がやむを得ないと認めた場合
- 2 前項の規定により給料減額の対象となる時間数については、その月分を合計し、その合計時間に1時間未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合に至った日以降の期間については、病気休暇により勤務しない1日につき1日当たりの給料の額の100分の50をその者に支給すべき給料の額から減額する。
- (1) 勤務時間等規程第30条に定める病気休暇の期間及び就業規則第59条第1項第2号(同号に準ずる者として第3号の適用を受ける者を含む。以下同じ。)により就業を禁止され同条第2項の病気休暇を付与された期間並びにそれらの後に引き続き休日、就業規則第41条の欠勤(心身の故障によるものではないことが明らかな場合を除き、1日未満の欠勤は1日とみなす。)の期間が引き続き90日を超える場合
 - (2) 就業規則第60条第2項による病気休暇の期間が引き続き1年を超える場合
- 4 前項各号に掲げる病気休暇(前項第1号にあってはその後に引き続き欠勤の期間を含む。以下同じ。)により引き続き勤務しない期間(以下「病気休暇等の期間」という。)の期間の計算にあたって、病気休暇等と病気休暇等の間の期間(以下「休暇間の期間」という。)がある場合については、次の各号の定めるところによるものとし、次の各号のいずれにも該当しない場合は、前後の病気休暇等の期間は通算しない。
- (1) 休暇間の期間に勤務した日(1日未満の欠勤及び宿日直勤務を除く。以下同じ。)がない場合
当該休暇間の期間及びその前後の病気休暇等の期間を病気休暇等の期間とする。
 - (2) 休暇間の期間に勤務した日がある場合
当該休暇間の期間が90日未満(休暇間の期間の直前の病気休暇等の期間に精神疾患に

よるものであると認められる病気休暇が含まれる場合は 180 日未満) である場合は、その前後の病気休暇等の期間を通算する。

(勤務 1 日又は 1 時間当たりの給料額)

第 42 条 前条第 1 項に規定する勤務 1 日当たりの給料額は、給料 (調整額を含む) の月額をその月の現日数から勤務を要しない日の日数を差し引いた日数で除した額とする。

2 前条第 1 項に規定する勤務 1 時間当たりの給料額は、次の計算式により得られる額とする。

「給料 (調整額を含む) の月額」

「週勤務時間」×52/12

3 前項に規定する週勤務時間とは、次の計算式により得られる額とする。

「週勤務時間」=「週所定勤務時間」-「週所定勤務時間」×「年間祝日等日数」÷365

4 前項の週所定勤務時間とは、勤務時間等規程に規定する 1 週間当たりの勤務時間をいい、年間祝日等日数とは、次の各号に規定する日数を合計した日数をいう。

(1) 国民の祝日に関する法律 (昭和 23 年法律第 178 号) に規定する休日

(2) 1 月 2 日、3 日及び 12 月 29 日、30 日、31 日

5 第 3 項に規定する週勤務時間に 12 分の 52 を乗じたものに 30 分未満の端数があるときはこれを切り捨て、30 分以上 1 時間未満の端数があるときはこれを 1 時間に切り上げる。

(給料の減額の方法)

第 43 条 第 41 条の規定により減額すべき給料の額は、減額すべき事由のあった日の属する月又はその翌月の給料から差し引く。ただし、離職、停職等により給料から差し引くことができない場合において、この規程に基づくその他の未支給の給与があるときは、これから差し引き、未支給の給与がないときは、本人から回収する。

(職務負担手当の減額)

第 44 条 職員が所定の時間勤務しない場合は、次の各号に掲げる場合を除くほか、その勤務しない 1 日当たりの職務負担手当を、その者に支給すべき職務負担手当から減額する。

(1) 勤務時間等規程第 19 条に規定する年次有給休暇

(2) 勤務時間等規程第 26 条第 1 項に規定する特別休暇

(3) 勤務時間等規程第 32 条第 1 項の規定により職務専念義務の免除を受けた日又は時間

2 前項の勤務 1 日当たりの手当額の計算にあたっては、第 42 条第 1 項の規定を準用して計算する。

(地域手当の減額)

第 45 条 職員が所定の勤務日又は勤務時間中に勤務しないときは、地域手当のうち給料及び給料の調整額の月額にかかる部分については、第 41 条及び第 42 条の規定を準用し、減額する。

(扶養手当、住居手当、単身赴任手当の減額)

第 46 条 第 41 条の規定により給料を減額する場合であっても、扶養手当、住居手当及び単身赴任手当は減額しない。

第 7 章 給与の計算期間、支払日及び支払方法

(計算期間)

第 47 条 給与は、本規程、通勤手当規程、特殊勤務手当規程、期末手当規程その他本規程の関係規程（以下「本規程等」という。）において別に定める場合を除き、月の初日から末日までを計算期間とする。

(支払日)

第 48 条 給与は、本規程等において別に定める場合を除き、給料、給料の調整額、職務負担手当、扶養手当、地域手当、住居手当及び単身赴任手当については、その月の支給日に、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、及び宿日直手当については、翌月の支給日に支給する。

2 前項に定める給与の支給日は、毎月 17 日とする。ただし、その日が次の各号に掲げる日に当たるときは、当該各号に定める日とする。

(1) 日曜日（次号に掲げる日を除く。）又は国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「祝日等」という。） その翌日

(2) 日曜日でその翌日が祝日等であるもの その前々日

(3) 土曜日 その前日

(退職者等への給与支払)

第 49 条 給与の支給日（以下「支給日」という。）後において新たに職員となった者及び支給日前において離職し、又は死亡した職員に係る給与については、その日以後速やかに支給するものとする。

(非常時の給与支払)

第 50 条 職員が次の各号のいずれかに該当し、その費用に充てるため請求した場合においては、第 47 条及び第 48 条の規定にかかわらず、その請求の日までの給与を支給する。

(1) 職員又はその収入によって生計を維持する者が出産し、疾病にかかり、又は災害を受けた場合

(2) 職員又はその収入によって生計を維持する者が結婚し、又は死亡した場合

(3) 職員又はその収入によって生計を維持する者がやむを得ない理由により 1 週間以上にわたって帰郷する場合

(給与の支払方法)

第 51 条 給与は、通貨をもって、直接本人に、その全額を支払う。ただし、職員の同意を得た場合は、銀行その他の金融機関に対する当該職員の預金又は貯金口座への振込みにより支払うことができる。

2 前項の規定にかかわらず、法令に定めのあるもののほか、労働基準法（昭和 22 年法律

第 49 号。以下「労基法」という。) 第 24 条第 1 項の規定に基づく協定がある場合には、当該法令又は協定に定められる金額を給与から控除することができる。

第 8 章 再雇用職員の給与

(再雇用職員の給与)

第 52 条 次条に定義する再雇用職員の給与について、本章に定めのある事項はその定めによるものとする。

2 再雇用職員の給与は、給料、職務負担手当、地域手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当とする。

(定義)

第 53 条 再雇用職員とは、大阪公立大学医学部附属病院職員の再雇用に関する規程（以下「再雇用規程」という。）の適用を受ける者をいい、この規程における次の各号の用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) フルタイム再雇用職員 再雇用規程第 2 条第 2 項に規定する 1 週間の所定勤務時間が 38 時間 45 分である者をいう。

(2) パートタイム再雇用職員 再雇用規程第 2 条第 3 項に規定する 1 週間の所定勤務時間が 37 時間 30 分を超えない者をいう。

(給料)

第 54 条 再雇用職員には、所定の勤務時間による勤務に対し、その者の職務と責任に応じて、給料を支給する。

2 新たに再雇用職員となった者の給料月額を、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定めるところによる。

(1) フルタイム再雇用職員 その者が占める職務に適用される給料表及び職務の級の再雇用の欄に掲げる金額

(2) パートタイム再雇用職員 前号の金額に次の計算式によって得られる率を乗じて得られる金額（1 円未満の端数は切り捨てる。）

1 週当たりの所定勤務時間

38.75

(職務負担手当)

第 54 条の 2 第 12 条の規定にかかわらず、パートタイム再雇用職員の職務負担手当の支給額は、職務負担手当規程第 3 条から第 6 条までの規定による金額に次の計算式によって得られる率を乗じて得られる金額（1 円未満の端数は切り捨てる。）とする。

1 週間当たりの所定勤務時間

38.75

(昇格)

第 55 条 再雇用職員は、昇格しない。

(昇給)

第 56 条 再雇用職員は、昇給しない。

(通勤手当)

第 57 条 再雇用職員には、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定めるところにより通勤手当を支給する。

- (1) 所定勤務日数が週 4 日以上の場合 第 22 条の規定を準用する。
- (2) 所定勤務日数が週 4 日に満たない者 通勤手当の額は、次に定めるところによる。
ただし、1 月当たりの額が 55,000 円を超えることとなる場合については、55,000 円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。
ア 交通機関を利用する場合 1 月を支給期間として、当該支給期間の翌月の給与の支給日に、1 月の勤務の往復にかかる回数分の利用区間にかかる片道普通乗車券の購入価格を支給する。ただし、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 1 キロメートル未満のものには支給しないものとする。
イ 自転車等を利用する場合 1 月を支給期間として、当該支給期間の翌月の給与支給日に、使用距離に応じて 1 日当たり次の額を支給する。ただし、自転車等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満のものには支給しないものとする。

使用距離 (片道)	1 日当たりの額
5 キロメートル未満	100 円
5 キロメートル以上 10 キロメートル未満	200 円
10 キロメートル以上 15 キロメートル未満	350 円
15 キロメートル以上 20 キロメートル未満	490 円
20 キロメートル以上 25 キロメートル未満	630 円
25 キロメートル以上 30 キロメートル未満	770 円
30 キロメートル以上 35 キロメートル未満	910 円
35 キロメートル以上 40 キロメートル未満	1,050 円
40 キロメートル以上 45 キロメートル未満	1,190 円
45 キロメートル以上 50 キロメートル未満	1,280 円
50 キロメートル以上 55 キロメートル未満	1,370 円
55 キロメートル以上 60 キロメートル未満	1,450 円
60 キロメートル以上	1,540 円

- (3) 特別の事情により、前 2 号の規定によることが困難であると理事長が認める者 理事長が個別に定める。

(時間外勤務手当)

第 58 条 所定の勤務時間以外の時間に勤務することを命じられて勤務した再雇用職員には、

次の各号に掲げる区分に応じて時間外勤務手当を支給する。

- (1) フルタイム再雇用職員 第 27 条の規定を準用する。
- (2) パートタイム再雇用職員 大阪公立大学医学部附属病院パートタイム有期雇用職員給与規程第 23 条の規定を準用する。

第 9 章 雑則

(給与を受ける権利の処分禁止)

第 59 条 職員の給与を受ける権利は、これを処分することができない。

(給与の支給額の端数計算)

第 60 条 本規程に規定する給与の種類ごとの支給額について円位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(追給の限度)

第 61 条 給与を精算する場合で、精算の内容が未払い分の追給であるときは、未払い給与が本来支払われるべき支給日の翌日から起算して 3 年を経過していない分に限り追給するものとする。

(戻入の限度)

第 62 条 給与を精算する場合で、精算の内容が過払い分の戻入であるときは、給与の過払いが生じた支給日の翌日から起算して 5 年を経過していない分に限り戻入を行うものとする。

(この規程により難しい場合の措置)

第 63 条 特別の事情によりこの規程の規定によることができない場合又はこの規程の規定によることが著しく不相当であると認められる場合には、理事長の定めるところにより、別段の取扱いをすることができる。

附 則 (令和 1.11.1 規程 148 (令和 2.12.1 規程 252) (令和 4.3.31 規程 487)
(令和 5.2.28 規程 21))

(施行期日等)

- 1 この規程は、令和元年 11 月 1 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

(定義)

- 2 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 旧市大法人 合併前の公立大学法人大阪市立大学をいう。
 - (2) 旧病院職員就業規則 (旧) 大阪市立大学医学部附属病院職員就業規則をいう。
 - (3) 旧病院職員給与規程 (旧) 大阪市立大学医学部附属病院職員給与規程をいう。
 - (4) 病院承継職員 平成 31 年 3 月 31 日に旧市大法人に在職し、合併前の大阪市立大学医学部附属病院職員就業規則を適用されていた職員で、合併により本法人に身分を承

継されたものをいう。

- (5) 病院区分職員 この規程が適用される職員で、本法人採用の日に阿倍野地区（医学部）事業場、阿倍野地区（医学部附属病院）事業場、阿倍野地区（MedCity21）事業場で勤務するもの（再雇用規程の適用を受ける者並びに前号の職員を除く。）をいう。
- (6) 病院区分課長代理級 病院承継職員及び病院区分職員（再雇用規程の適用を受ける者を除く。）のうち、昇給等規程別表第1において一般職給料表(1)4級、医療職給料表4級又は看護職給料表(1)6級が適用される職務にあるものをいう。

（合併に伴う特例措置）

- 3 本則の規定にかかわらず、令和4年3月31日までの期間における病院承継職員及び病院区分職員の給与については、第34条第3項、第39条、第52条第1項、第53条から第56条まで並びに第59条から第62条までの規定を除き、旧病院職員給与規程及び附属する規程等に定める内容を適用する。
- 4 第41条の規定にかかわらず、令和4年3月31日までの期間において第53条第2号に定めるパートタイム再雇用職員が所定の勤務日又は勤務時間中に勤務しないときは、次の各号に掲げる場合を除くほか、その勤務しない1日又は1時間につき勤務1日又は1時間当たりの給料額をその者に支給すべき給料の額から減額する。
 - (1) 大阪市立大学医学部附属病院短時間勤務職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（以下「短時間勤務職員勤務時間等規程」という。）第19条に規定する年次有給休暇
 - (2) 短時間勤務職員勤務時間等規程第27条第1項に規定する特別休暇
 - (3) 短時間勤務職員勤務時間等規程第17条第1項の規定により勤務しないことの承認を受けた日又は時間
 - (4) 前各号に定めるもののほか、理事長がやむを得ないと認めた場合
- 5 前項の規定により給料減額の対象となる時間数については、その月分を合計し、その合計時間に1時間未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 6 本則の規定にかかわらず、病院区分課長代理級の別に規程で定める日までの期間における給与については、別に定める。

（給料表その他の切替えにかかる措置）

- 7 附則第3項の規定による合併に伴う特例措置の終了及び本則の適用にかかる取扱いについては、大阪市立大学医学部附属病院職員の給料表の切替えに係る措置に関する規程に定める。

（令和2年12月1日以降に新たに法人職員となる者の職務の級の切替え）

- 8 令和2年12月1日以降に、大阪市立大学医学部附属病院職員就業規則（以下「就業規則」という。）第11条に定める派遣職員（以下「派遣職員」という。）から引き続いて法人職員（就業規則第2条に定める職員から派遣職員を除いたものをいう。以下同じ。）となる者のうち、切替日（派遣職員が法人職員となる日をいう。以下同じ。）前日において、

別表第4の2の適用を受けている職員（以下「新たに法人職員となる者」という。）の切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、切替日前日時点の職務の級（以下「旧級」という。）及び切替日における職務等に応じ、次の表の旧級及び職務等の欄に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。

旧級	職務等	新級
1級～3級	—	1級
	医学部附属病院看護部が実施するクリニカルラダーのレベルIVを修得した者及び これと同等の能力を有すると認められる者又は認定看護師の職務にある者	2級
	看護主任又は専門看護師の職務にある者	3級
	副師長の職務にある者	4級
4級	—	5級

（令和2年12月1日以降に新たに法人職員となる者の号給の切替え）

- 9 新たに法人職員となる者の切替日における号給は、切替日前日に受けていた給料月額と同じ額の号給（同じ額の号給がないときは、直近上位の額の号給）とする。
- 10 新たに法人職員となる者のうち、新級が5級となる者の切替日における号給については、前項の規定にかかわらず理事長が別に定めるところにより決定する。

（職務の級及び号給の切替え等に伴う経過措置）

- 11 新たに法人職員となる者において、第8項及び第9項の規定により、切替日においてその者が受ける号給の給料月額が切替日前日に受けていた給料月額に達しないこととなる職員の切替日以後における給料月額は、当該職員が受ける号給の給料月額が切替日前日に受けていた給料月額に達するまでの間、当該額とする。12 前項の規定により給料月額が決定される職員の次に掲げる給与の額の算定の基礎となる給料の月額は、同項による給料月額（第4号に掲げる手当にあっては当該給料月額に給料の調整額（第9条の規定による給料の調整額をいう。以下同じ。）を加えた額）とする。

- (1) 給料の調整額
- (2) 第17条の規定による地域手当
- (3) 第26条の規定による特殊勤務手当
- (4) 第27条の規定による時間外勤務手当及び第28条の規定による夜間勤務手当
- (5) 第33条の規定による期末手当及び勤勉手当

- 13 第8項及び第9項の規定による号給の切替えにより、切替日においてその者が受ける号給の給料月額が切替日前日に受けていた号給の給料月額に達しないこととなる場合については、大阪市立大学医学部附属病院職員退職手当規程第9条第1項に規定する減額改定以外の理由によりその者の給料の月額が減額されたものとみなして、同項の規定を適用する。

(平成31年4月1日の看護職給料表(1)の給料表の切替えにかかる措置)

- 14 旧病院職員給与規程附則第8項の規定により給料月額が決定される職員の令和4年4月1日以後における給料月額は、大阪公立大学医学部附属病院職員の給料表の切替えに係る措置に関する規程第11条の規定により決定される額とする。

- 15 前項の規定により給料月額が決定される者の次の各号に掲げる期間の給料月額は、その者が受ける号給の給料月額が、前項の規定による給料月額に800円を加えた額から令和4年4月1日においてその者が受ける号給の給料月額と前項の規定による給料月額の差額に当該各号に定める割合を乗じた額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を減じて得た額に達するまでの間、当該額とする。

- | | | |
|-----|-----------------------|---------|
| (1) | 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで | 100分の20 |
| (2) | 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで | 100分の40 |
| (3) | 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで | 100分の60 |
| (4) | 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで | 100分の80 |

- 16 前項の規定により給料月額が決定される者の次に掲げる給与の額の算定の基礎となる給料の月額は、同項による給料月額(第4号に掲げる手当にあっては当該給料月額に給料の調整額(第9条の規定による給料の調整額をいう。以下同じ。)を加えた額)とする。

- (1) 給料の調整額
- (2) 第17条の規定による地域手当
- (3) 第26条の規定による特殊勤務手当
- (4) 第27条の規定による時間外勤務手当及び第28条の規定による夜間勤務手当
- (5) 第33条の規定による期末手当及び勤勉手当

- 17 第14項の規定による給料表の切替えにより、新給料表の適用を受ける者が平成31年4月1日において受ける号給の給料月額が第14項の規定による給料月額に達しないこととなる場合については、大阪市立大学医学部附属病院職員退職手当規程第9条第1項に規定する減額改定以外の理由によりその者の給料の月額が減額されたものとみなして、同項の規定を適用する。

(経過措置期間における昇格の特例)

- 18 新給料表の適用を受ける者において、令和4年4月1日から令和8年3月31日までの期間に昇格した者の号給については、大阪公立大学医学部附属病院職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規程第17条第3項の規定により得られた号給の給料月額が当該昇格日の前日に受けていた給料月額に達しないこととなる場合は、当該職員が当該昇格

日の前日に受けていた給料月額（第14項の適用を受ける者にあつては同項による給料月額）と同じ号給（同じ号給がないときは、直近上位の額の号給）とする。

（60歳を超える職員の給料に関する特例）

- 19 当分の間、職員（就業規則第2条に定める職員のうち、再雇用規程の適用を受ける者を除いた者をいう。以下同じ。）の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（以下「特定日」という。）以後、当該職員の受ける給料月額（この規程の規定又は他の規程の規定により給料表の給料月額よりも多い給料月額を受ける職員にあつては、当該給料月額を含む。）に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。
- 20 就業規則第14条第2項本文の規定による他の職への降任をされた職員のうち、特定日に前項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が就業規則第14条第2項本文の規定により他の職への降任をされた日（以下「異動日」という。）の前日に当該職員が受けていた特定日の前日を退職日とみなして算定した給料月額相当額（大阪公立大学医学部附属病院職員退職手当規程第8条第1項第1号の規定を準用して算定した退職手当基礎額に相当する額をいう。以下同じ。）に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（異動日の前日から特定日までの間の給料月額相当額が増額改定又は減額改定（給料月額相当額の改定をする規程が制定された場合において、当該規程による改定により当該改定前に受けていた給料月額相当額が増額又は減額されることをいう。以下同じ。）をされた職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、前項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。
- 21 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第5条の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第5条の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。
- 22 附則第19項の規定の適用を受ける職員（附則第20項に規定する職員を除く。）であつて、異動日の前日から特定日までの間の給料月額相当額が増額改定又は減額改定をされた職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、特定日において役職定年による降任をされたと仮定した場合に特定日において受けることとなる給料月額相当額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）と特定日給料月額との差額を給料として支給する。

23 附則第 20 項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第 9 項の規定の適用を受ける職員であつて、就業規則第 14 条第 2 項ただし書きの規定により降任の時期が特定日後に延長された職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、異動日前日を退職日とみなして算定した給料月額相当額と当該職員の受ける給料月額との差額を給料として支給する。

(60 歳を超える職員の給料の調整額に関する特例)

24 附則第 19 項の規定の適用を受ける職員に対する第 9 条の規定の適用については、当分の間、同条第 2 項中「定める額」とあるのは「定める額に 100 分の 70 を乗じて得た額（当該額に、50 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数を生じたときはこれを 100 円に切り上げた額）」と、同条第 3 項中「前 2 項」とあるのは「附則第 24 項の規定により読み替えられた前 2 項」とする。

附 則（令和 2. 2. 1 規程 15）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和 2 年 2 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の大阪市立大学医学部附属病院職員給与規程（以下「第 1 条改正後の規程」という。）第 17 条、別表第 2、別表第 3、別表第 4 及び別表第 4 の 2 並びに大阪市立大学医学部附属病院職員給与規程（平成 31 年規程第 40 号）附則第 3 項の規定は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

（給与の内払）

- 3 第 1 条の規定による改正前の大阪市立大学医学部附属病院職員給与規程の規定に基づいて平成 31 年 4 月 1 日から第 1 条改正後の規程の施行日の前日までの間に職員に支払われた給与は、第 1 条改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

（清算日）

- 4 この規程の施行に伴う給与の清算日は、令和 2 年 2 月 17 日とする。

附 則（令和 2. 4. 1 規程 174）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条の規定は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

（追給の限度に関する経過措置）

- 2 この規程による改正後の大阪市立大学医学部附属病院職員給与規程第 61 条の規定は、この規程の施行の日以後に本来支払われるべき支給日が到来する給与について適用し、同日より前に到来した給与については、なお従前の例による。

附 則（令和 2. 12. 1 規程 252）

(施行期日)

この規程は、令和2年12月1日から施行する。

附 則 (令和 4. 3. 31 規程 487)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和 4. 10. 1 規程 599)

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則 (令和 5. 2. 28 規程 21)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和5年3月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の大阪公立大学医学部附属病院職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）別表第1から別表第4の2までの規定は、令和4年4月1日から適用する。
- 3 前項の規定は、令和4年4月1日からこの規程の施行の日の前日までの間に退職した者には適用しない。

(給与の内払)

- 4 この規程による改正前の大阪公立大学医学部附属病院職員給与規程の規定に基づいて令和4年4月1日から改正後の規定の施行日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

(清算日)

- 5 この規程の施行に伴う給与の清算日は、令和5年3月17日とする。

附 則 (令和 5. 3. 31 規程 91)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和 5. 12. 28 規程 232)

- 1 この規程は、令和6年1月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の大阪公立大学医学部附属病院職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）別表第1から別表第4の2及び大阪公立大学医学部附属病院職員の給与規程の一部を改正する規程（令和5年度規程第232号）附則第4項の規定は、令和5年4月1日から適用する。
- 3 前項の規定は、令和5年4月1日からこの規程の施行の日の前日までの間に退職した者には適用しない。

(新たに法人職員となる者の号給の切替え等に伴う経過措置)

- 4 改正後の規程附則第11項及び第15項の規定に基づき決定する給料月額は、同項により得られる額に、3,200円を加えた額とする。

(給与の内払)

- 5 この規程による改正前の大阪公立大学医学部附属病院職員給与規程の規定に基づいて令和5年4月1日から改正後の規程の施行日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

(清算日)

6 この規程の施行に伴う給与の清算日は、令和6年1月17日とする。

別表第1

一般職給料表(1)

号給	1級	2級	3級	4級
1	168,400	240,800	267,900	348,200
2	169,500	242,400	269,400	350,500
3	170,600	243,900	270,900	352,700
4	171,700	245,400	272,300	355,100
5	172,800	246,900	273,700	357,400
6	173,900	248,200	275,500	359,700
7	175,000	249,500	277,300	361,900
8	176,100	250,800	279,100	364,200
9	177,200	252,000	280,800	366,400
10	178,600	253,400	282,700	368,600
11	179,900	254,800	284,600	370,700
12	181,200	256,200	286,400	372,900
13	182,200	257,500	288,200	375,100
14	183,600	259,000	290,200	377,300
15	185,000	260,500	292,100	379,400
16	186,400	261,900	294,000	381,600
17	187,400	263,300	296,000	383,900
18	188,800	264,800	298,100	386,100
19	190,200	266,300	300,200	388,200
20	191,600	267,800	302,200	390,400
21	192,600	269,200	304,300	392,400
22	195,100	270,700	306,400	394,200
23	197,500	272,300	308,500	395,800
24	199,900	273,900	310,600	397,500
25	202,300	275,400	312,600	399,200
26	203,800	277,000	314,700	400,700
27	205,300	278,600	316,800	402,300

28	206,700	280,200	318,900	403,900
29	208,000	281,800	320,900	405,400
30	208,400	283,500	323,000	406,600
31	208,700	285,200	325,100	407,700
32	209,200	286,900	327,200	408,900
33	209,600	288,600	329,200	410,000
34	210,400	290,500	331,400	411,200
35	211,100	292,300	333,400	412,400
36	211,600	294,100	335,500	413,600
37	212,300	295,700	337,400	414,500
38	214,000	297,500	339,500	415,200
39	215,700	299,300	341,600	415,900
40	217,200	301,100	343,700	416,600
41	218,900	302,900	345,600	417,300
42	220,500	304,600	347,600	418,000
43	222,100	306,200	349,600	418,600
44	223,700	307,900	351,600	419,000
45	225,200	309,600	353,500	419,500
46	226,800	311,300	355,400	419,800
47	228,400	313,000	357,300	420,000
48	229,900	314,700	359,200	420,200
49	231,400	316,000	360,900	420,400
50	233,000	317,600	362,400	420,600
51	234,600	319,200	363,900	420,800
52	236,100	320,800	365,400	421,000
53	237,600	322,400	366,700	421,200
54	239,000	324,000	367,800	421,400
55	240,400	325,600	368,900	421,600
56	241,800	327,100	370,000	421,800
57	243,200	328,500	370,900	422,000
58	244,400	329,500	372,000	422,200
59	245,600	330,500	373,100	422,400
60	246,800	331,400	374,200	422,600
61	247,900	332,100	375,000	422,800
62	249,100	333,000	375,700	423,000

63	250,200	333,900	376,300	423,200
64	251,300	334,700	377,000	423,400
65	252,400	335,300	377,300	423,600
66	253,600	336,000	378,000	423,800
67	254,700	336,800	378,700	424,000
68	255,800	337,600	379,300	424,200
69	256,900	338,300	379,600	424,400
70	258,000	339,000	380,300	424,600
71	259,200	339,700	381,000	424,800
72	260,300	340,400	381,700	425,000
73	261,400	340,700	382,300	425,200
74	262,500	341,300	383,000	
75	263,700	341,900	383,700	
76	264,800	342,500	384,400	
77	265,900	342,800	384,600	
78	267,000	343,300	385,000	
79	268,200	343,800	385,300	
80	269,300	344,300	385,600	
81	270,400	344,700	385,900	
82	271,600	345,200	386,200	
83	272,700	345,600	386,500	
84	273,800	346,100	386,800	
85	274,900	346,300	387,200	
86	275,900	346,800	387,500	
87	277,200	347,200	387,900	
88	278,500	347,700	388,300	
89	279,800	348,000	388,500	
90	280,900	348,500	388,700	
91	282,000	349,000	388,900	
92	283,100	349,500	389,100	
93	284,200	349,700	389,300	
94	285,200	350,000	389,500	
95	286,200	350,500	389,700	
96	287,200	351,000	389,900	
97	288,200	351,200	390,100	

98	289,000	351,600	390,300	
99	289,900	352,000	390,500	
100	290,800	352,200	390,700	
101	291,700	352,400	390,900	
102	292,600	352,600		
103	293,400	352,800		
104	294,200	353,000		
105	295,000	353,300		
106	295,500	353,500		
107	296,000	353,700		
108	296,500	353,900		
109	296,900	354,100		
110	297,500	354,300		
111	297,900	354,500		
112	298,300	354,700		
113	298,700	354,900		
114	299,100			
115	299,600			
116	299,900			
117	300,200			
118	300,500			
119	300,900			
120	301,300			
121	301,700			
122	302,100			
123	302,500			
124	302,900			
125	303,200			
126	303,600			
127	304,000			
128	304,400			
129	304,700			
130	305,100			
131	305,300			
132	305,500			

133	305,700			
134	305,900			
135	306,100			
136	306,300			
137	306,500			
138	306,700			
139	306,900			
140	307,100			
141	307,300			
142	307,500			
143	307,700			
144	307,900			
145	308,100			
再雇用	232,200	250,000	272,700	297,700

備考：この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

再雇用職員にあっては、再雇用の欄に掲げる金額を適用する。

別表第2

一般職給料表(2)

号給	1級	2級	3級
1	155,100	249,500	293,700
2	156,000	251,000	295,600
3	157,100	252,500	297,500
4	158,000	254,000	299,400
5	159,000	255,400	301,300
6	160,100	256,700	303,100
7	161,100	257,900	305,000
8	162,100	259,100	307,000
9	163,000	260,300	308,800
10	164,000	261,400	310,500
11	165,000	262,600	312,200
12	166,200	263,600	313,800
13	167,000	264,600	315,600
14	168,100	265,700	317,100

15	169, 100	266, 800	318, 700
16	170, 100	267, 900	320, 300
17	171, 300	268, 900	321, 800
18	172, 500	270, 000	323, 400
19	173, 800	271, 100	324, 900
20	175, 000	272, 100	326, 500
21	175, 700	273, 100	328, 000
22	176, 900	274, 200	329, 600
23	178, 100	275, 400	331, 200
24	179, 200	276, 500	332, 700
25	180, 200	277, 300	334, 200
26	181, 500	278, 400	335, 600
27	182, 800	279, 400	337, 100
28	184, 000	280, 500	338, 500
29	185, 200	281, 500	339, 800
30	186, 500	282, 700	341, 100
31	187, 700	283, 700	342, 500
32	188, 900	284, 800	343, 800
33	190, 100	285, 600	345, 100
34	191, 500	286, 700	346, 300
35	192, 600	287, 700	347, 600
36	193, 600	288, 900	348, 800
37	194, 600	289, 700	350, 000
38	195, 900	290, 500	351, 000
39	197, 100	291, 400	352, 100
40	198, 100	292, 200	353, 300
41	199, 100	293, 000	354, 200
42	200, 100	293, 900	355, 200
43	201, 100	294, 700	356, 200
44	202, 100	295, 500	357, 100
45	203, 100	296, 300	357, 800
46	204, 100	297, 100	358, 600
47	205, 100	297, 900	359, 400
48	206, 100	298, 800	360, 100
49	207, 000	299, 600	360, 900

50	208,000	300,400	361,700
51	209,000	301,200	362,500
52	209,900	302,100	363,400
53	210,800	302,900	364,000
54	211,800	303,700	364,700
55	212,800	304,600	365,400
56	213,700	305,400	366,100
57	214,600	306,200	366,700
58	215,600	307,100	367,400
59	216,600	307,900	367,900
60	217,500	308,700	368,600
61	218,400	309,500	369,000
62	219,400	310,300	369,400
63	220,400	311,100	369,900
64	221,300	311,900	370,400
65	222,200	312,800	370,700
66	223,200	313,600	371,100
67	224,200	314,400	371,600
68	225,100	315,300	372,000
69	226,000	316,000	372,300
70	227,000	316,800	
71	228,000	317,700	
72	228,900	318,500	
73	229,800	319,200	
74	230,800	320,000	
75	231,800	320,800	
76	232,700	321,600	
77	233,600	322,400	
78	234,700	323,200	
79	235,800	324,000	
80	236,800	324,800	
81	237,400	325,600	
82	238,400	326,400	
83	239,300	327,200	
84	240,200	328,100	

85	241,100	328,800	
86	242,100	329,600	
87	243,100	330,400	
88	244,000	331,300	
89	244,800	332,000	
90	245,900	332,800	
91	246,900	333,700	
92	247,900	334,500	
93	248,500	335,200	
94	249,500	336,000	
95	250,400	336,900	
96	251,300	337,700	
97	252,200	338,300	
98	253,200	339,100	
99	254,000	339,900	
100	255,000	340,700	
101	255,700	341,300	
102	256,600	342,100	
103	257,500	342,800	
104	258,300	343,500	
105	258,800	344,300	
106	259,400	345,000	
107	259,900	345,700	
108	260,500	346,400	
109	260,900	347,100	
110	261,400	347,600	
111	261,900	348,100	
112	262,400	348,600	
113	262,900	349,100	
114	263,300	349,500	
115	263,700	350,100	
116	264,200	350,600	
117	264,600	351,000	
118	265,000		
119	265,400		

120	265,800		
121	266,200		
122	266,600		
123	267,000		
124	267,300		
125	267,800		
126	268,200		
127	268,600		
128	269,000		
129	269,400		
130	269,800		
131	270,200		
132	270,600		
133	270,900		
134	271,200		
135	271,600		
136	272,100		
137	272,300		
138	272,600		
139	273,000		
140	273,400		
141	273,700		
142	274,100		
143	274,500		
144	274,900		
145	275,100		
146	275,500		
147	275,900		
148	276,300		
149	276,500		
150	276,900		
151	277,300		
152	277,700		
153	277,900		
154	278,300		

155	278,700		
156	279,100		
157	279,300		
158	279,700		
159	280,100		
160	280,500		
161	280,700		
162	281,100		
163	281,500		
164	281,900		
165	282,100		
166	282,500		
167	282,900		
168	283,300		
169	283,500		
170	283,900		
171	284,300		
172	284,600		
173	284,900		
174	285,300		
175	285,700		
176	286,100		
177	286,300		
178	286,700		
179	287,100		
180	287,500		
181	287,700		
182	288,100		
183	288,500		
184	288,900		
185	289,100		
再雇用	232,200	250,000	272,700

備考：この給料表は、技能職員に適用する。

再雇用職員にあつては、再雇用の欄に掲げる金額を適用する。

別表第3

医療職給料表

号給	1級	2級	3級	4級
1	185,700	244,500	285,600	364,800
2	187,200	245,900	287,000	367,100
3	188,700	247,200	288,400	369,500
4	190,100	248,500	289,700	371,800
5	191,500	249,800	291,000	374,000
6	193,100	251,200	292,500	376,500
7	194,600	252,500	293,900	379,100
8	196,100	253,800	295,300	381,700
9	197,600	255,100	296,500	384,100
10	199,200	256,500	298,000	386,600
11	200,800	257,800	299,500	389,100
12	202,300	259,100	301,000	391,600
13	203,700	260,400	302,500	393,900
14	205,500	261,800	304,300	396,000
15	207,000	263,200	306,100	398,300
16	208,400	264,600	307,800	400,600
17	210,100	266,000	309,400	402,600
18	211,800	267,500	311,400	404,600
19	213,500	269,000	313,400	406,500
20	215,200	270,500	315,400	408,500
21	216,600	272,000	317,400	410,300
22	218,400	273,500	319,500	411,800
23	220,200	275,000	321,600	413,400
24	221,900	276,500	323,700	415,000
25	223,400	278,000	325,600	416,600
26	225,000	279,500	327,700	418,100
27	226,500	281,000	329,800	419,500
28	228,000	282,500	331,900	421,000
29	229,500	284,000	333,800	422,500
30	231,100	285,500	336,000	423,800
31	232,600	287,000	338,200	425,000

32	234,100	288,500	340,400	426,300
33	235,600	290,000	342,300	427,500
34	237,200	291,500	344,500	427,800
35	238,700	293,000	346,700	428,100
36	240,200	294,500	348,900	428,300
37	241,700	296,000	350,900	428,600
38	243,300	297,600	352,500	
39	244,800	299,200	354,200	
40	246,300	300,800	355,900	
41	247,800	302,300	357,300	
42	249,400	304,100	358,400	
43	251,000	305,900	359,700	
44	252,500	307,600	360,900	
45	253,900	309,300	362,000	
46	255,500	311,200	363,100	
47	257,000	313,000	364,300	
48	258,500	314,900	365,400	
49	260,000	316,700	366,500	
50	261,500	318,900	367,700	
51	263,000	321,000	368,800	
52	264,500	323,200	370,000	
53	266,000	325,300	370,900	
54	267,600	327,400	372,000	
55	269,100	329,500	373,100	
56	270,600	331,600	374,200	
57	272,000	333,700	375,200	
58	273,600	335,700	376,100	
59	275,100	337,700	377,100	
60	276,600	339,600	378,100	
61	278,000	341,500	379,000	
62	279,600	343,500	380,000	
63	281,100	345,500	380,900	
64	282,600	347,400	381,800	
65	284,000	349,300	382,800	
66	285,600	350,900	383,700	

67	287,100	352,400	384,600	
68	288,600	354,000	385,600	
69	290,000	355,500	386,500	
70	291,500	356,600	387,400	
71	293,000	357,600	388,400	
72	294,500	358,700	389,300	
73	296,000	359,600	390,100	
74	297,500	359,900	391,100	
75	299,000	360,200	392,000	
76	300,500	360,500	392,900	
77	302,000	360,600	393,700	
78	303,500	360,900	394,300	
79	305,000	361,200	394,900	
80	306,500	361,500	395,500	
81	308,000	361,600	396,000	
82	309,500		396,400	
83	310,900		396,700	
84	312,300		397,000	
85	313,700		397,100	
86	314,300		397,400	
87	314,900		397,700	
88	315,600		398,000	
89	316,200		398,100	
再雇用	232,700	250,000	272,800	299,200

備考：この給料表は、薬剤師、栄養士、臨床検査技師、診療放射線技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、歯科衛生士、医療ソーシャルワーカー及び遺伝カウンセラー（ただし、認定遺伝カウンセラー資格を有している者に限る。）に適用する。

再雇用職員にあつては、再雇用の欄に掲げる金額を適用する。

別表第4

看護職給料表(1)

号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1	203,100	272,600	318,300	352,900	399,100	434,500

2	205,300	274,100	319,500	354,000	399,900	435,300
3	208,000	275,500	320,600	355,000	400,600	436,000
4	210,400	277,000	321,800	356,000	401,300	436,700
5	212,800	278,400	322,900	357,100	402,000	437,500
6	215,300	279,900	324,000	358,100	402,800	438,200
7	217,500	281,400	325,200	359,100	403,500	438,900
8	218,800	282,800	326,300	360,200	404,200	439,600
9	220,300	284,300	327,500	361,200	404,900	440,400
10	221,800	285,700	328,600	362,300	405,700	441,100
11	223,400	287,200	329,800	363,300	406,400	441,800
12	225,000	288,600	330,900	364,300	407,100	442,500
13	226,500	290,100	332,000	365,400	407,900	443,300
14	228,100	291,500	333,200	366,400	408,600	444,000
15	229,600	293,000	334,300	367,500	409,300	444,700
16	231,200	294,400	335,500	368,500	410,000	445,500
17	232,700	295,900	336,600	369,500	410,800	446,200
18	234,300	297,400	337,200	370,600	411,500	446,900
19	235,900	298,800	337,900	371,600	412,200	447,600
20	237,400	300,300	338,500	372,600	412,900	448,400
21	239,000	301,700	339,100	373,700	413,700	449,100
22	240,500	302,400	339,700	374,700	414,400	449,800
23	242,100	303,200	340,300	375,800	415,100	450,500
24	243,700	303,900	341,000	376,800	415,900	451,300
25	245,200	304,600	341,600	377,800	416,600	452,000
26	246,800	305,300	342,200	378,900	417,300	452,700
27	248,300	306,100	342,800	379,900	418,000	453,500
28	249,900	306,800	343,500	381,000	418,800	454,200
29	251,400	307,500	344,100	382,000	419,500	454,900
30	253,000	308,300	344,700	382,500	420,200	455,600
31	254,600	309,000	345,300	383,000	420,900	456,400
32	256,100	309,700	346,000	383,600	421,700	457,100
33	256,800	310,400	346,600	384,100	422,400	457,800
34	257,600	310,900		384,600	423,100	458,500
35	258,300	311,300		385,100	423,900	459,300
36	259,000	311,700		385,600	424,600	460,000

37	259,800	312,100		386,200	425,300	460,700
38	260,500	312,500		386,700	426,000	461,400
39	261,200	312,900		387,200	426,800	462,200
40	261,900	313,300		387,700		462,900
41	262,700	313,800		388,200		463,600
42	263,400	314,200		388,700		464,400
43	264,100	314,600		389,300		465,100
44	264,800	315,000		389,800		465,800
45	265,300	315,400		390,300		466,500
46	265,700	315,800		390,800		467,300
47	266,100	316,300		391,300		468,000
48	266,500	316,700		391,900		468,700
49	266,900	317,100		392,400		469,400
50	267,300					470,200
51	267,800					470,900
52	268,200					471,600
53	268,600					472,400
54	269,000					
55	269,400					
56	269,800					
57	270,200					
58	270,700					
59	271,100					
60	271,500					
再雇用	234,700	234,700	234,700	262,700	286,100	309,300

備考：この表は看護師及び助産師に適用する。

ただし、看護職給料表(2)の適用を受ける者を除く。

再雇用職員にあっては、再雇用の欄に掲げる金額を適用する。

別表第4の2

看護職給料表(2)

号給	1 級	2 級	3 級	4 級
1	172,000	194,100	242,300	285,500
2	172,900	195,600	244,200	287,300

3	173,900	197,000	246,000	289,100
4	174,800	198,500	247,800	291,000
5	175,600	200,000	249,600	292,700
6	176,600	201,500	251,300	294,400
7	177,500	202,900	253,200	296,300
8	178,400	204,400	255,000	298,200
9	179,400	205,700	256,700	299,800
10	180,500	207,300	258,500	301,600
11	181,700	208,900	260,400	303,500
12	182,800	210,400	262,100	305,300
13	183,800	212,000	263,900	307,000
14	184,900	213,500	265,700	308,800
15	185,900	215,100	267,500	310,600
16	187,100	216,700	269,300	312,500
17	188,400	218,200	271,100	314,200
18	189,900	219,800	272,800	315,900
19	191,300	221,300	274,700	317,800
20	192,800	222,900	276,500	319,700
21	194,100	224,400	278,200	321,300
22	195,600	226,000	280,000	323,100
23	197,000	227,600	281,900	325,000
24	198,500	229,100	283,600	326,800
25	199,800	230,700	285,400	328,500
26	201,300	232,200	287,200	330,300
27	202,700	233,800	289,000	332,100
28	204,200	235,300	290,900	334,000
29	205,600	236,900	292,600	335,700
30	207,200	238,500	294,300	337,400
31	208,800	240,000	296,200	339,300
32	210,300	241,600	298,100	341,200
33	211,700	243,100	299,700	342,800
34	213,000	244,700	301,500	344,800
35	214,400	246,300	303,400	346,800
36	215,700	247,800	305,200	348,900
37	216,900	249,400	306,900	350,700

38	218, 100	250, 900	308, 700	352, 600
39	219, 400	252, 500	310, 500	354, 500
40	220, 600	254, 000	312, 400	356, 300
41	221, 900	255, 600	314, 100	358, 100
42	223, 200	257, 200	315, 800	359, 500
43	224, 400	258, 700	317, 600	360, 800
44	225, 700	260, 300	319, 400	362, 200
45	227, 000	261, 800	321, 100	363, 500
46	228, 300	263, 400	322, 900	364, 500
47	229, 500	264, 900	324, 700	365, 600
48	230, 800	266, 500	326, 400	366, 600
49	232, 000	268, 100	328, 200	367, 800
50	233, 100	269, 600	330, 000	368, 700
51	234, 100	271, 200	331, 700	369, 600
52	235, 100	272, 700	333, 500	370, 600
53	236, 000	274, 300	335, 300	371, 500
54	236, 900	276, 000	337, 000	372, 400
55	237, 900	277, 600	338, 800	373, 400
56	239, 000	279, 300	340, 600	374, 300
57	239, 700	280, 800	342, 300	375, 200
58	240, 500	282, 500	344, 100	376, 200
59	241, 400	284, 200	345, 900	377, 100
60	242, 200	285, 800	347, 600	378, 000
61	242, 900	287, 500	349, 400	379, 000
62	243, 400	289, 100	350, 800	379, 200
63	244, 000	290, 800	352, 400	379, 400
64	244, 500	292, 500	354, 000	379, 600
65	245, 000	293, 900	355, 300	379, 800
66	245, 500	295, 500	356, 300	380, 000
67	246, 000	297, 000	357, 400	380, 200
68	246, 600	298, 600	358, 400	380, 400
69	247, 100	300, 100	359, 500	380, 600
70	247, 600	301, 400	360, 300	380, 900
71	248, 100	302, 800	361, 100	381, 100
72	248, 600	304, 100	362, 000	381, 300

73	249, 100	305, 300	362, 700	381, 500
74	249, 600	307, 000	363, 500	
75	250, 100	308, 700	364, 300	
76	250, 600	310, 300	365, 200	
77	251, 000	311, 800	365, 900	
78	251, 500	313, 400	366, 400	
79	252, 100	315, 100	366, 900	
80	252, 600	316, 800	367, 500	
81	253, 000	318, 300	367, 800	
82	253, 200	320, 300	368, 000	
83	253, 400	322, 300	368, 200	
84	253, 600	324, 300	368, 300	
85	253, 800	326, 100	368, 400	
86	253, 900	327, 300	368, 600	
87	254, 100	328, 400	368, 800	
88	254, 200	329, 500	368, 900	
89	254, 400	330, 800	369, 000	
90		331, 800	369, 200	
91		332, 900	369, 400	
92		333, 900	369, 500	
93		334, 900	369, 600	
94		336, 000		
95		337, 000		
96		338, 100		
97		339, 000		
98		339, 900		
99		340, 900		
100		341, 900		
101		342, 800		
102		343, 800		
103		344, 700		
104		345, 600		
105		346, 400		
106		347, 200		
107		348, 000		

108		349,000		
109		349,800		
110		350,600		
111		351,500		
112		352,300		
113		352,900		
114		353,200		
115		353,500		
116		353,900		
117		354,200		

備考：この給料表は、看護師又は助産師のうち、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成 12 年法律第 50 条）に基づき大阪市から派遣されている者に適用する。

別表第 5

適用される給料表	職員	支給額
一般職給料表(2)	医学部附属病院神経精神科病棟に勤務し、患者の看護の補助作業等の業務に従事することを主たる業務とする技能職員	6,500 円
看護職給料表(1) 看護職給料表(2)	(1) 専門看護師として認定されている助産師及び看護師のうち、当該専門看護分野の看護業務に従事するもの	5,000 円
	(2) 認定看護師として認定されている助産師及び看護師のうち、当該認定看護分野の看護業務に従事するもの	3,000 円
	(3) 特定行為研修を修了している助産師及び看護師のうち、当該研修区分の行為を業務として行うもの	2,000 円